

## 2・5 海洋汚染防止対策

### 2・5・1 船底防汚塗料に含まれる禁止物質の追加

船底に使用される防汚塗料は、2001年に採択された有害防汚方法規制条約(AFS条約)により、TBT(トリブチルスズ)などの有機スズ化合物の使用が禁止されている。2017年7月の第71回海洋環境保護委員会(MEPC71)において、AFS条約に基づく禁止物質に、新たにシブトリン(通称イルガロール)を追加することが提案された。

これを受け、2018年2月に開催された第5回汚染防止・対応小委員会(PPR5)において、AFS条約の改正プロセスの一環として、シブトリンが環境に与える影響などの技術的検討を行う「初期レビュー」が実施され、その結果、シブトリンの有害性が確認されたので、MEPCに対し、より広範な観点からの検討を行う「包括的レビュー」の実施が勧告された。

2019年5月のMEPC74では、シブトリンの新規使用禁止に加え、現存船に対しても遡及的に、過去に塗布したシブトリンを除去するよう義務付ける条約改正案が提出されたが、我が国から、現存船に対する遡及的なシブトリンの除去義務付けについては、その影響等について十分な議論・検討を踏まえるべきであると指摘した結果、条約改正の承認は見送られ、PPR7において、現存船に対する適用のあり方について、更に検討することが決定した。

2020年2月のPPR7において、欧州諸国が、現存船における対応可能性に係る参考情報とともに、改めて原案通りのAFS条約改正案を主張する文書を提出し、我が国は、シブトリンが塗布後1年間で99.9%以上溶出しているとのデータとともに、現存船に対する遡及適用の影響を更に検討すべきと主張する文書を提出した。審議の結果、シブトリンについて、規制の適用対象は以下の通りとなった。

- ① 新規の塗装:外航船・内航船ともに禁止
- ② 過去の塗装:内航船は適用除外  
外航船は、最も外層の塗装(直近塗布分)について、
  - 400総トン以上:除去又は溶出防止塗料の上塗り
  - 400総トン未満:沿岸国が認めれば、適用除外

まとめると、最外層の塗料にシブトリンが含まれていなければ対策は必要なく、また内航船・小型船への遡及適用は除外となった。

上記内容のAFS条約の改正案については、2020年MEPC75において承認ならびに2021年MEPC76において採択され、同改正は2023年1月1日より発効した。適用日時点でAFS証書を所持する現存船は、適用日から2年(2024年12月31日)以内に確認を受け、新書式でのAFS証書の発給を受ける必要がある。

## 2・5・2 紅海及びアデン湾の特別海域

2023年7月のMEPC80にて、MARPOL条約附属書I(油による汚染の防止のための規則)及び附属書V(船舶からの廃物による汚染の防止のための規則)に基づき特別海域に指定される紅海海域及びアデン湾海域について、すべての港等において附属書に定める受入施設が整ったことの確認がなされ、2025年1月1日から効力が生ずることとなった。

これにより、各海域においては、油含有量の濃度監視装置を設置すべき対象船舶の総トン数が400トン以上に拡大されること(附属書I 関連)や、食物くずの排出に当たっては粉碎等による処理が求められること(附属書V 関連)など、排出規制が強化される。